

消 防 予 第 297 号
平成 25 年 7 月 25 日

各都道府県消防防災主管部長 }
東京消防庁・各指定都市消防長 } 殿

消防庁予防課長
(公印省略)

消防用設備等の試験基準及び点検要領の一部改正について

消防用設備等の試験及び点検については、それぞれ「消防用設備等試験結果報告書の様式を定める件」（平成元年消防庁告示第4号）及び「消防用設備等の点検の基準及び消防用設備等点検結果報告書に添付する点検票の様式を定める件」（昭和50年消防庁告示第14号）により運用いただいているところですが、「消防用設備等試験結果報告書の様式を定める件の一部を改正する件」（平成25年消防庁告示第11号）及び「消防用設備等の点検の基準及び消防用設備等点検結果報告書に添付する点検票の様式を定める件の一部を改正する件」（平成25年消防庁告示第10号）が平成25年7月2日に公布されたことに伴い、「消防用設備等の試験基準の全部改正について」（平成14年9月30日付け消防予第282号。以下「試験基準」という。）及び「消防用設備等の点検要領の全部改正について」（平成14年6月11日付け消防予第172号。以下「点検要領」という。）の一部を下記のとおり改正しましたので通知します。

貴職におかれましては、その運用に十分配慮されるとともに、各都道府県消防防災主管部長におかれましては、貴都道府県の市町村（消防の事務を処理する一部事務組合等を含む。）に対しても周知されますようお願いいたします。

なお、本通知は、消防組織法（昭和22年法律第226号）第37条の規定に基づく助言として発出するものであることを申し添えます。

記

第1 試験基準の一部改正について

「第2 屋内消火栓設備の試験基準」、「第3 スプリンクラー設備の試験基準」、「第4 水噴霧消火設備の試験基準」、「第5 泡消火設備の試験基準」、「第9 屋外消火栓設備の試験基準」、「第13 漏電火災警報器の試験基準」、「第17 誘導灯及び誘導標識の試験基準」、「第20 連結散水設備の試験基準」、「第21 連結送水管（共同住宅用連結送水管）の試験基準」、「第24 非常電源（高圧又は特別高圧で受電する非常電源専用受電設備）の試験基準」、「第33 共同住宅用自動火災報知設備の試験基準」及び「第34 住戸用自動火災報知設備及び共同住宅用非常警報設備の試験基準」

の内容の一部について、別添1のとおり消防法施行令(昭和36年政令第37号。以下同じ。)の一部改正及び「屋内消火栓設備の屋内消火栓等の基準」(平成25年消防庁告示第2号。以下「屋内消火栓等基準告示」という。)の制定等に伴い、消防用ホース、結合金具及び漏電火災警報器の自主表示対象機械器具等への変更並びに広範囲型2号消火栓、天井に設ける屋内消火栓の開閉弁、ノズル及び消防用ホースに結合金具が装着された部分の基準の追加その他所要の規定の整備が図られたこと。

なお、別紙1については、試験基準の一覧であり、下線のあるものが今回一部改正した試験基準であること。

第2 点検要領の一部改正について

「第2 屋内消火栓設備」、「第3 スプリンクラー設備」、「第5 泡消火設備」、「第9 屋外消火栓設備」、「第10 動力消防ポンプ設備」、「第12 漏電火災警報器」、「第16 誘導灯及び誘導標識」、「第20 連結送水管(共同住宅用連結送水管)」、「第23 非常電源(非常電源専用受電設備)」、「第24 非常電源(自家発電設備)」及び「第25 非常電源(蓄電池設備)」の内容の一部について、別添2のとおり消防法施行令の一部改正及び屋内消火栓等基準告示の制定等に伴い、広範囲型2号消火栓及び天井に設ける屋内消火栓の開閉弁の基準の追加その他所要の規定の整備が図られたこと。

なお、別紙2については、点検要領の一覧であり、下線のあるものが今回一部改正した点検要領であること。

消防庁予防課設備係

担 当：鈴木、北野、尾上

T E L：03-5253-7523

F A X：03-5253-7533

消防用設備等の試験基準

- 第1 消火器具の試験基準
- 第2 屋内消火栓設備の試験基準
- 第3 スプリンクラー設備の試験基準
- 第4 水噴霧消火設備の試験基準
- 第5 泡消火設備の試験基準
- 第6 不活性ガス消火設備の試験基準
- 第7 ハロゲン化物消火設備の試験基準
- 第8 粉末消火設備の試験基準
- 第9 屋外消火栓設備の試験基準
- 第10 動力消防ポンプ設備の試験基準
- 第11 自動火災報知設備の試験基準
- 第12 ガス漏れ火災警報設備の試験基準
- 第13 漏電火災警報器の試験基準
- 第14 消防機関へ通報する火災報知設備の試験基準
- 第15 非常警報設備の試験基準
- 第16 避難器具の試験基準
- 第17 誘導灯及び誘導標識の試験基準
- 第18 消防用水の試験基準
- 第19 排煙設備の試験基準
- 第20 連結散水設備の試験基準
- 第21 連結送水管（共同住宅用連結送水管）の試験基準
- 第22 非常コンセント設備（共同住宅用非常コンセント設備）の試験基準
- 第23 無線通信補助設備の試験基準
- 第24 非常電源（高圧又は特別高圧で受電する非常電源専用受電設備）の試験基準
- 第25 非常電源（低圧で受電する非常電源専用受電設備（配・分電盤等））の試験基準
- 第26 非常電源（自家発電設備）の試験基準
- 第27 非常電源（蓄電池設備）の試験基準
- 第27の2 非常電源（燃料電池設備）の試験基準
- 第28 配線の試験基準
- 第29 総合操作盤の試験基準
- 第30 パッケージ型消火設備の試験基準
- 第31 パッケージ型自動消火設備の試験基準
- 第32 共同住宅用スプリンクラー設備の試験基準
- 第33 共同住宅用自動火災報知設備の試験基準
- 第34 住戸用自動火災報知設備及び共同住宅用非常警報設備の試験基準
- 第35 特定小規模施設用自動火災報知設備の試験基準
- 第36 加圧防排煙設備の試験基準
- 第37 複合型居住施設用自動火災報知設備の試験基準

消防用設備等の点検要領

- 第1 消火器具
- 第2 屋内消火栓設備
- 第3 スプリンクラー設備
- 第4 水噴霧消火設備
- 第5 泡消火設備
- 第6 不活性ガス消火設備
- 第7 ハロゲン化物消火設備
- 第8 粉末消火設備
- 第9 屋外消火栓設備
- 第10 動力消防ポンプ設備
- 第11 自動火災報知設備
- 第11の2 ガス漏れ火災警報設備
- 第12 漏電火災警報器
- 第13 消防機関へ通報する火災報知設備
- 第14 非常警報器具及び設備
- 第15 避難器具
- 第16 誘導灯及び誘導標識
- 第17 消防用水
- 第18 排煙設備
- 第19 連結散水設備
- 第20 連結送水管（共同住宅用連結送水管）
- 第21 非常コンセント設備（共同住宅用非常コンセント設備）
- 第22 無線通信補助設備
- 第23 非常電源（非常電源専用受電設備）
- 第24 非常電源（自家発電設備）
- 第25 非常電源（蓄電池設備）
- 第25の2 非常電源（燃料電池設備）
- 第26 配線
- 第27 総合操作盤
- 第28 パッケージ型消火設備
- 第29 パッケージ型自動消火設備
- 第30 共同住宅用スプリンクラー設備
- 第31 共同住宅用自動火災報知設備
- 第32 住戸用自動火災報知設備及び共同住宅用非常警報設備
- 第33 特定小規模施設用自動火災報知設備
- 第34 加圧防排煙設備
- 第35 複合型居住施設用自動火災報知設備